

災害時の特別行政相談活動に関する連携協定の締結

— 土業団体との連携による被災者支援の更なる充実を目指して —

東北管区行政評価局は、地震、豪雨などにより大きな被害が発生した場合、その状況に応じ、被災者からの様々な相談に応じる特別行政相談所を開設することとしています。

今回、被災者からの多様かつ専門的な相談ニーズへの対応を円滑に行うため、宮城県災害復興支援土業連絡会のご協力をいただけることとなりました。

つきましては、**連携協定の締結式を令和 7 年 3 月 27 日（木）に行います。**

【日 時】 令和 7 年 3 月 27 日（木） 13 時 30 分 ～ 14 時 00 分

【場 所】 東北管区行政評価局 会議室

（仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎 11 階）

【出席者】 宇都 彰浩 宮城県災害復興支援土業連絡会会長
石山 英顕 東北管区行政評価局長

- 【次 第】
- (1) 協定の概要についての説明
 - (2) 協定書への署名
 - (3) 東北管区行政評価局長挨拶
 - (4) 宮城県災害復興支援土業連絡会会長挨拶
 - (5) 写真撮影



※ 開始から終了まで取材いただけます。

総務省行政相談センター
まぐみみ宮城

行政相談マスコット「キクーン」



【本件照会先】

総務省東北管区行政評価局

総務行政相談部行政相談課

担当：五十嵐、冨塚（電話：022-262-7839）

【協定に基づく連携事項について】

✎ 被災者の困りごとに対応するため、当局が開設する特別行政相談所に、宮城県災害復興支援士業連絡会（以下「士業連絡会」という。）が構成団体の専門家（例. 弁護士、司法書士、行政書士、土地家屋調査士会等）を派遣

✎ 士業連絡会が派遣する専門家が応じる相談は、被災による法的なトラブルや必要な手続、生活再建に向けた困りごと・心配ごとなど（専門的知見を生かし、被災者にアドバイス）

例. 相続人の一人と連絡が取れないため、公費解体を進められず困っている。

自宅に流れ込んだ土砂の撤去責任を知りたい。

所有地内にある小屋を解体した場合、固定資産税に変動はあるのか。



✎ 士業連絡会は、特別行政相談所の開設に無報酬で協力 * 相談は全て無料に対応

* 総務省の出先機関と士業団体の連携組織が被災者支援に関して連携協定を締結するのは全国初の試み

参 考

◆ 行政相談とは

行政相談は、国の行政などへの苦情や意見・要望を受け付け、担当行政機関とは異なる立場から、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度及び運営の改善にいかす仕組みです。

◆ 災害時の特別行政相談活動とは

地震、豪雨、台風などの災害で被害を受けた方々を支援するため、総務省行政相談センター「きくみみ」では、被災状況に応じて以下の特別行政相談活動を行います。

- ① 被災者支援のための「特別行政相談所」の開設
- ② 被災者支援情報をまとめたガイドブックの作成・提供
- ③ 被災者からの相談を受け付ける専門フリーダイヤルの設置



【近年の主な活動についてはこちら】 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/tokubetu.html

◆ 宮城県災害復興支援士業連絡会とは

宮城県における地震等の大規模災害に対し、専門的知識及び経験を有効・機能的に生かし、防災活動、災害復興、被災地域・住民の復興支援活動を遂行することを目的として、被災地域の調査、復興支援計画の策定・実施等の要請、官公署等各団体との情報交換、被災住民に対する相談等の復興支援活動を行います。